

生駒市条例第22号

生駒市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年5月9日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第18条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第22条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第45条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第48条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第64条中「第348条第2項第10号から第10号の7まで」を「第348条第2項第10号から第10号の9まで」に、「同項第10号から第10号の7まで」を「同項第10号から第10号の9まで」に改める。

第66条中「第9号から第10号の7まで」を「第9号から第10号の9まで」に改める。

第90条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第7条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第8条を次のように改める。

第8条 削除

附則第8条の2及び第8条の3を削る。

附則第10条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第12条の2に次の1項を加え、同条を附則第12条の3とする。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第12条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第12条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4

分の 3 とする。

5 法附則第 15 条第 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 17 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 17 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 90 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 90 条第 2 号ア	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

附則第 21 条第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附則第 23 条第 1 項中「第 18 条及び第 21 条」を「第 18 条第 1 項及び第 2 項並びに第 21 条」に改める。

附則第23条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第23条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第25条の5第1項を次のように改める。

第63条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第63条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第25条の5第2項を削る。

附則第25条の5の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第25条の6から第25条の7までを削り、附則第25条の8を附則第25条の6とする。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成26年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第25条の4の改正規定の次に次のように加える。

附則第25条の5の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「、第25条の3第5項第3号」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中生駒市税条例第22条の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日

(2) 第1条中生駒市税条例附則第7条の2及び第23条の3第2項の改正規定並びに附則第25条の6から第25条の7までを削る改正規定並びに附則第25条の8を附則第25条の6とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日

(3) 第1条中生駒市税条例第90条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の生駒市税条例(以下「新条例」という。)附則第17条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中生駒市税条例第13条、第45条及び第48条第1項の改正規定並びに附則第17条の改正規定並びに次条第6項並びに附則第5条及び第6条(新条例附則第17条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) 第1条中生駒市税条例第18条第5項の改正規定並びに附則第23条第1項及び第23条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日

(6) 第1条中生駒市税条例第64条及び第66条の改正規定 子ども・子育

て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第23条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第18条第5項及び附則第23条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第23条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第22条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分

は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分
までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得さ
れた地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定
による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）
附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27
年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第12条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得さ
れた新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき
平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第12条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得さ
れた新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき
平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第12条の2第4項の規定は、平成26年4月1日以後に取得さ
れた新法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成
27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第12条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得さ
れた新法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき平成27年度以
後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第12条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に締結さ
れた新法附則第15条第34項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定
倉庫に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用す
る。

8 新条例附則第12条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第12条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 新条例附則第12条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われた同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第90条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第17条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第90条及び新条例附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第90条第2号ア	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
新条例附則第17条の表 以外の部分	第90条	生駒市税条例等の一部 を改正する条例（平成 26年5月生駒市条例 第22号。以下「平成 26年改正条例」とい う。）附則第6条の規定 により読み替えて適用 される第90条
新条例附則第17条の表 第90条第2号アの項	第90条第2号ア	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第90条第2号ア
	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円